

◎安富信哉教学研究所所長のご逝去にあたり、これまでの御功績を讃え、衷心より哀悼の意を表します。

ここでは、2点についてだけお尋ねします。

◎はじめに、教区会議員選挙の選挙権・被選挙権についてであります。現行の教区会議員選挙条例では、選挙権・被選挙権は住職・主管者にしか付与されていません。そのことに対して、但馬内局として、いかなるご認識をお持ちなのか。現行のままでもよいというご認識なのか、あるいは、教区の活性化という課題を考える時、改正が必要と考えておられるのか。

とは申せ、内局には、条例に基づいて宗務を執行する義務が課せられているうえからは、現条例に異議を申し立てることは、なかなか難しいことも承知しております。しかし、これが宗憲違反となれば、話は全く違ってきます。宗憲第5条には、「宗憲は、本派の最高規範であって、この規定に反する規則、条例、達令及び宗務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあります。

私たちは、現行の教区会議員選挙条例は、宗憲に悖るものであると認識しています。

さて、寺檀関係を崩壊させるような社会状況の激変と宗門離れ、寺離れという宗教意識の変化に曝されるなかで教区の活性化を図るには、より多くの方々の知恵や知見を教区に反映させることが必要であり、そのためにも、より多くの教区構成員が教区会に参画出来る方途を講ずることが重要であると考えます。

当局は、「人の誕生と場の創造」を、同朋会運動推進の基本方針として掲げています。その場とは、教化現場である寺院、地域、組、そして教区を指すものと了解します。そして、それらの場が、人を生み出すような場として再生されることを願うものと思われまます。そのためには、教区の教化事業が果たす役割は大変大きなものがあることはいうまでもありません。また、そこには、教区のさらなる活性化が望まれます。ところが、教区の教化事業を担う人たちと、その予算についての決定権を持つ人たちとが、多くの場合、重ならないということが起こっています。仙台教区のことでは、教区教化委員会の場合、25名中、住職でない方は15名。60%にもなります。自分たちが教化事業を担当していながら、6割の方が、はじめから、その予算を決める場に参画できる資格をもたないというのは、組織として大変いびつであると言わざるを得ません。

ところで、今年、4月の教区会議員選挙では、30教区中、投票による選挙となった

のは1教区のみでありました。この状況を如何に受け取ればいいのでしょうか。本来、教区会議員選挙は、如何なる教区を望むのか、あるいは、教区課題に如何に向き合うのか等々を、共に教区を挙げて議論し、明らかにする絶好の機会であるのにも拘わらず、そのような場としては教区会議員選挙が機能していないことをこの状況は示しているように思われます。選挙権・被選挙権だけではなく、選挙運動もまた住職・主管者にしかできない現況では、教区挙げて、宗門を、教化事業を、教区課題を話し合う場とはなり得ません。教区会議員選挙について、若手寺族に、意見を求めた時、「我々には関係ないことですから」と言い放つしかなかった彼の言葉を放置しては、教区の活性化などありえないと改めて強く思わされました。これは政治の問題です。

私たちは、1981年、宗憲を制定して、宗門運営の基本方針として同朋公議を選び取り、宗憲前文に掲げました。そして、新宗憲から遅れること23年、条件付きではありますが、宗議会議員選挙の被選挙資格を教師へ拡大しました。これは、大変遅くなった感は免れませんが、同朋公議の具体化だと思っています。ところが、それから13年が経過しながら、教区会議員選挙については全く進展がありません。

私たちは、教区会議員選挙条例は、同朋公議に照らすとき、宗憲に適うものではないと考えます。これをそのままにして、改正案を提出しないのは、総長としての不作為の責任が問われるべきものであるとも考えます。

そこで、質問です。同朋公議について、但馬内局としての明確な定義を教えてください。さらには、教区会議員選挙についてのご認識をお尋ねします。

◎次に、本廟維持財団問題についてお尋ねします。

一昨年12月の最高裁判決により、本廟維持財団に関わる宗派の財産及び棄損された宗教的価値の回復は、もはや今後取り戻す機会を失ってしまいました。

この問題は、いわゆる本山問題に起因するものであり、その責任の所在ということ言えば、本山問題以降の歴代内局と議会にも責任があることは明らかです。

とは言え、この度の訴訟が本廟維持財団との最終的なものであり、その敗訴によって、本来、宗門の財産であるはずの本廟維持財団を失うことが決定した以上、当該内局の責任は重いと言わざるを得ません。しかし、あたかも、敗訴も仕方がないと、誰一人責任を取ろうともせず、責任の所在も不問のまま今日にきている感があります。

私たちは、昨年 12 月の総長選挙についての議会報告で、この問題を取り上げ、莫大な宗門の財産が失われたのに、誰一人、責任を取ろうとしないということで良いのかということと、失われた財産には、京都駅前の不動産を中心とする資産と、宗教施設東山浄苑を同時に失ったということを見落としてはならないと提起しました。

ところで、この度の敗訴の責任は、当該内局だけにあるのではなく、同時に、私たち議会にあることはいうまでもありません。そして、議会としてその責めを果たすには、敗訴の原因を明らかにし、失った損失額を公表し、門徒に対して謝罪することではないかと考えます。

昨年 8 月の真宗誌上での本廟維持財団問題対策委員会から出された報告書では、最高裁の判決は、はじめから答えありきの不当なものであったとありました。全く、判決の不当性については同感であります。ただ、私たちが知りたいのは、最高裁判所から正当なる判決を引き出すために、当局は、必要にして十分な対策を如何に講じられたのか、あるいは、代理人の選定に問題はなかったのか等々であります。現内局は、当該内局ではありませんので、お尋ねするのは筋違いとのご批判を受けそうですが、内局としての継続性、一貫性といううえから、また、総長ご自身がこの問題を担当された参務であられたことから、お尋ねすることは、それ程的外れでもないかと存じます。

さて、損失額についてであります。私たちは、先の報告で、長年、宗門を取材してこられた記者の示された試算として、1500～1600 億円という数字を紹介しました。この数字を聞かされたとき、それまで、私たち自身、京都駅前の 7600 坪の広大な不動産にのみ思いを致していましたが、宗教施設東山浄苑のことを忘れてはいませんかという指摘を受けたように思いました。つまり、東山浄苑そのものが持つ宗教的価値と東山浄苑によって棄損された宗門の損失分については、本来、プライスレスで金額として換算出来るものではもちろんありませんが、そこをあえて、換算し、不動産資産を加えるところという数字になるのではないかと、外から宗門を見届け続けてこられた方から教えられた思いがして、紹介したものであります。

つまり、私たちにご縁のある関西に転居されたご門徒のなかで東山浄苑に帰属された方が少なからずおられます。勿論それだけではなく、もともと東山浄苑に帰属されているご門徒のほとんどは、本来、大谷派門徒として共に歩まれるご門徒であっ

たはずの方々ではないでしょうか。あるいは、文学賞としていまや社会的に認知されている、親鸞賞や蓮如賞によって、多くの人たちから、あたかも宗祖や蓮師の正当なる継承者として受け取られ、浄土真宗としての東山浄苑の宗教的評価は大きいものがあると思われます。また、宗祖や蓮如の著作も多くおありの著名な小説家が、長く、大谷派の本山を東山浄苑だと間勘違いしておられたという笑えない話があるほど、その認知度は私たちが思っている以上に大きなものがあるようです。その東山浄苑もすべて、失ってしまうことになりました。

ところで、今、宗門の労務環境が厳しく問われています。中でも憂うべきは、「一人ひとりが尊ばれる世界の実現」を教化テーマに掲げながら、一人を見失うパワーハラメントという問題を突きつけられていることです。パワハラについては、今回が初めての問題ではありません。これまでも何件かのパワハラ事象がありました。しかし、問題は、それらの事象で誰一人責任を取らされたものを知りません。責任を取るといふのは、その事象をなかったことにしないということでありましょ。そのことに学ぶことで、今後の再発を防ぐこととなります。なかったことにする限り、これからも残念ですが、繰り返されることになるでしょう。責任を取らせない、責任を取ろうとしない、無責任体制が宗門に蔓延することを恐れます。そこでお尋ねします。当該内局ではありませんが、内局として本廟維持財団を失ってしまったことに対する責任をどのようにご認識されているのでしょうか。以上です。